

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年1月31日（令和6年（行情）諮問第94号）

答申日：令和7年6月27日（令和7年度（行情）答申第142号）

事件名：災害救助法に基づく借上住宅家賃の求償に関する特定県等との協議に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる48文書（以下、順に「文書1」ないし「文書48」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月28日付け府政防第3052号により内閣府政策統括官（防災担当）（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しと全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示部分の特定が不明確であり、不開示理由の提示も不十分であること

情報公開制度の趣旨を踏まえると、本来は対象文書のどの記述が該当するのか、個別、具体的に示すべきところ、しかし本通知書には各不開示部分を特定する記載がなく、あまりに広い不開示の範囲も相まって請求者が不開示部分を特定することも困難である。そもそも不開示部分の特定をおざなりに行ったか、あるいはあまりに広い不開示範囲を見ると特定自体を行っていない疑いさえ想起される。

イ 法5条5号への該当性について

不開示部分の特定が不明確であり、不開示理由の提示も不十分であることから、内容の該当性についての的確に反論することは困難である。それでもあえて論じるとすれば、「仮にその検討途上の内容を公にした場合、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、審議、検討又は協議に関する情報

であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」との不開示理由は、公にすることで生じ得る事態を具体性はおろか蓋然性についても検討した形跡が示されておらず、法5条5号に該当するとは到底認められない。

(2) 意見書

ア 本件審査請求及び本意見書の趣旨について

本件審査請求は、審査請求人が行った「災害救助法に基づく借上住宅家賃の求償に関する特定地方公共団体等との協議に関する文書」の行政文書開示請求に対する処分庁による府政防第3052号の一部開示決定（令和5年9月28日付）に対して、不開示決定の取消しと全部開示の決定を求めるものである。また本意見書は令和6年（行情）諮問第94号事件において、諮問庁から提出された理由説明書に対して反論するものである。

イ 原処分の違法性について

(ア) 不開示部分の特定の妥当性について

理由説明書によると、「本件開示請求を受けてから、執務室内の書庫、保存用フォルダ内において、請求内容に係る行政文書ファイルを探した上で、本件対象文書を特定した。また本件審査請求を受けてから、改めて行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有フォルダ内を探したが、本件対象文書の他に当該関係の文書の存在は、一切確認されなかった。よって、本件開示請求について、本件対象文書を特定したことは妥当である」としている。しかし、審査請求人が審査請求書において指摘したのは、対象文書の特定の妥当性ではなく、不開示部分の特定の妥当性である。論点をすり替える意図さえ想起される悪質な説明と言わざるを得ない。

本件処分は一部開示となっているが、実質的には全部不開示である。本来は不開示部分が具体的にわかるよう、頁、行、何字目等の記載により特定することが原則であり、不開示部分が明確にわかるようにしなければならない。本件処分は不開示範囲があまりに広すぎ、妥当性を欠いていると指摘するほかない。不開示部分の特定をおざなりに行ったか、あるいは最初から特定するつもりがないと解するほかない。

(イ) 不開示部分の不開示情報該当性について（法5条5号関係）

理由説明書によると、不開示の理由を「仮にその検討途上の内容を公にした場合、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、例えば、電気料金の改定（料金の引上

げ)は『特定地方公共団体や内閣府が特定法人Aに求償行ったためである』などの風評により国民感情を刺激し、特定法人Aが行う営業活動や特定地方公共団体が行う行政サービス等に多大な支障が生じるおそれなどが考えられ、さらに、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後、内閣府が行う特定地方公共団体との協議や内閣府と特定法人Aが行う求償に関する協議の場において、求償に関する率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため」としている。

特定施設事故の法的責任、賠償責任は特定法人Aが一義的に負うものとされている。国や自治体が特定法人Aに代わっていったん費用を負担した事業としては、災害救助法に基づく借り上げ住宅(みなし仮設住宅)以外にも、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下除染特措法)に基づく除染事業がある。特定機関Aが作成している除染情報サイト(URL(略))によると、除染特措法の施行のための予算として、特措法の施行のための予算(特定機関A要求分)として、平成23年度第3号補正予算において2,459億円、平成24年度当初予算において4,513億円、平成24年度東日本大震災復興特別会計特第1号補正予算において104億円、平成25年度当初予算において6,095億円、平成25年度第1号補正予算において804億円、平成26年度当初予算において4,924億円、平成27年度当初予算において6,248億円、平成27年度第1号補正予算において783億円、平成28年度当初予算において5,224億円が措置されている(平成28年7月末現在)。これらは施行後に費用が精算された後、特定機関Aから順次特定法人Aへの求償が進められている。災害救助費に関していまだ求償が進められていない理由は定かではないが、例えば、特定地方公共団体関係の災害救助費の予算は平成26年度で287億円、平成27年度が244億円と除染に比べると格段に低額である。家賃の求償に関する協議を公にしたとしても、求償に応じて特定法人Aが支払ったことが電気料金の引き上げの原因になったとするような誤った風評を招く恐れは考えられない。そもそも、こうした事実に基づく協議の内容を公にしないことが、原発事故避難者に対する誤解や憶測を招いているものであり、本件不開示は失当と言うほかない。不開示決定の取消しと全部開示決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同旨。

2 本件開示請求及び原処分について

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

(2) 原処分について

処分庁においては、審査請求人からの本件開示請求に対し、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定した上で、別表のとおり、その一部を開示する原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求を受けてから、執務室内の書庫、保存用フォルダ内において、請求内容に係る行政文書ファイルを探した上で、本件対象文書を特定した。

また、本件審査請求を受けてから、改めて、行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバ上に保存された共有ファイル内を探したが、本件対象文書の他に当該関係の文書の存在は、一切確認されなかった。

よって、本件開示請求について、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

処分庁においては、法5条該当性を十分に検討した上で、別表のとおり、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行った。

特に、各省庁、特定法人A及び特定地方公共団体との打合せ内容及び資料の一部を不開示としたのは、本件対象文書は、関係機関間における災害救助費に係る特定法人Aへの求償の取り扱いに係る方針を決めるための行政文書であり、方針については、現在も継続的に協議・検討中のためである。そのため、仮にその検討途上の内容を公にした場合、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、例えば、電気料金の改定（料金の引上げ）は「特定地方公共団体や内閣府が特定法人Aに求償行ったためである」などの風評により国民感情を刺激し、特定法人Aが行う営業活動や特定地方公共団体が行う行政サービス等に多大な支障が生じるおそれなどが考えられ、さらに、審議、検

討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後、内閣府が行う特定地方公共団体との協議や内閣府と特定法人Aが行う求償に関する協議の場において、求償に関する率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるためである。

よって、本件対象文書の一部を不開示とした判断は、妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年1月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月16日 審議
- ④ 同月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和7年5月23日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の不開示部分の開示を求めるとともに、不開示部分の特定が不明確であり、不開示理由の提示も不十分であると主張するところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、本件対象文書のうち、文書25、文書27及び文書28において、内閣府の代表電話番号がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、当該代表電話番号は、原処分に係る開示決定通知書の「3 不開示とした部分とその理由」に含まれておらず、当該部分は、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、原処分に係る本件対象文書の不開示部分は、おおむね別表に記載のとおりであると認められる。

以下、検討する。

(1) 特定法人Aの担当者の所属、役職及び氏名並びに特定法人Bの担当者の氏名及び私印

ア 本件対象文書のうち別表の番号1に掲げる文書には、標記不開示部分が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 特定法人A及び特定法人Bの印影

本件対象文書のうち別表の番号2に掲げる文書には、標記不開示部分が記載されていることが認められる。

特定法人の印影は、特定法人名を表象したものであると認められるところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するにふさわしい形状のものであると認められる。

そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 各省庁、特定法人A及び特定地方公共団体との打合せ内容及び資料の一部

ア 本件対象文書のうち別表の番号3に掲げる文書における標記不開示部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分は、内閣府、各省庁、特定法人A及び特定地方公共団体等による打合せ内容及び資料の一部であると補足して説明する。

イ これを踏まえ、当審査会で当該不開示部分を見分したところ、上記アに関する内容が記載されていることが認められる。

当該不開示部分には、関係機関間における災害救助費に係る特定法

人Aの求償の取扱いに係る今後の方針を決めるための検討段階における内容の情報が記載されており、それらは国の機関と特定地方公共団体及び特定法人Aとの審議、検討又は協議に関する情報に該当するものと認められる。

ウ 当審査会が見分した別表の番号3に掲げる文書の性質を踏まえると、当該文書は、関係機関間における災害救助費に係る特定法人Aへの求償の取扱いに係る方針を決めるための行政文書であり、方針については、現在も継続的に協議・検討中であって、仮にその検討途上の内容を公にした場合、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後、内閣府が行う特定地方公共団体との協議や内閣府と特定法人Aが行う求償に関する協議の場において、求償に関する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある旨の上記第3の3(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえない。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 国の機関の職員の直通電話番号、内線番号及びFAX番号並びに職員のメールアドレス

本件対象文書のうち別表の番号4に掲げる文書には、標記不開示部分が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は公にされておらず、公にすることにより、本来の目的以外の不必要な問合せ等に使用され、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である旨説明するところ、これを検討するに、上記国の機関の職員の直通電話番号等は、一般に公開されている情報であるとうかがわせる事情は認められないことから、当該不開示部分を公にすると、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2(1)において、原処分不開示理由の提示に不備がある旨主張する。当審査会において、本件諮問書に添付された開示決定通知書の写しを確認したところ、当該通知書の記載は、不開示とした部分とその理由を了知し得る程度には不開示の理由が示されていると認められるから、原処分の理由提示に不備があるとは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

災害救助法に基づき避難者に提供された借り上げ住宅（みなし仮設住宅）家賃の特定法人Aへの求償に対して特定地方公共団体、特定法人A、他の省庁と行った協議の資料（議事録、復命書、電子メール、配布資料）

2 本件対象文書

文書1 [平成24年6月13日] 特定地方公共団体特定役職Aとの打ち合わせ概要

文書2 [平成24年8月2日] 災害救助法と特定法人A原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する留意事項について（原子力損害賠償に係る財物賠償等）【決裁文書】

文書3 [平成24年8月13日] 特定地方公共団体特定役職Bから特定機関B特定役職Cあての文書

文書4 [平成24年9月26日] 特定機関C、特定法人Aとの打ち合わせの資料

文書5 [平成24年11月5日] 「災害救助法と特定法人A原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する留意事項について」に関するQ&Aについて（原子力損害賠償に係る財物賠償等）【決裁文書】

文書6 [平成25年1月23日] 特定機関C、特定法人Aとの打ち合わせの資料

文書7 [平成25年1月30日] 特定機関B特定役職Iから特定地方公共団体特定役職Dあての連絡メール

文書8 [平成25年4月2日] 災害救助法の救助費用に関する打ち合わせ議事録

文書9 [平成25年5月8日] 特定地方公共団体出張の資料

文書10 [平成25年5月24日] 特定法人A求償に係る特定地方公共団体及び応援県との事務打ち合わせの資料

文書11 [平成25年5月24日] 特定機関B特定役職Eから特定法人Aあての事務連絡

文書12 [平成25年5月30日] 特定法人Aから特定機関B特定役職Eあての文書

文書13 [平成25年6月12日] 特定地方公共団体特定役職Fと特定役職Gとの面談概要

文書14 [平成25年6月14日] 特定機関B特定役職Gと特定役職Aの面談概要

文書15 [平成25年6月21日] 特定地方公共団体と特定機関Bの打ち

合わせ概要

- 文書16 [平成25年6月24日] 東日本大震災に係る災害救助法第35条に規定する求償と特定法人A原子力発電所事故に係る賠償に関する書類について【決裁文書】
- 文書17 [平成25年6月25日] 特定地方公共団体特定役職Hから特定機関B特定役職Iあての連絡メール
- 文書18 [平成25年6月28日] 特定地方公共団体特定役職Jから特定機関B特定役職Kあての文書
- 文書19 [平成26年2月6日] 特定地方公共団体内自主避難者に係る特定地方公共団体特定役職Fと特定役職Lの打ち合わせ概要
- 文書20 [平成28年9月13日] (事務連絡) 東日本大震災にかかる特定地方公共団体に対する求償書類原本の保存について (御依頼)
- 文書21 [令和2年1月14日] 特定地方公共団体との連絡
- 文書22 [令和2年1月27日] 特定地方公共団体との連絡
- 文書23 [令和2年2月21日] 特定地方公共団体との連絡
- 文書24 [令和2年2月21日] 特定地方公共団体との連絡にかかる資料
- 文書25 [令和2年2月21日] 特定地方公共団体とのメール
- 文書26 [令和2年2月21日] 特定地方公共団体との連絡にかかる資料
- 文書27 [令和2年3月4日] 特定地方公共団体とのメール
- 文書28 [令和2年3月16日] 特定地方公共団体とのメール
- 文書29 [令和2年9月3日] 特定地方公共団体との打ち合わせ
- 文書30 [令和2年9月18日] 特定地方公共団体との連絡
- 文書31 [令和2年10月9日] 特定法人Aとの打ち合わせ
- 文書32 [令和2年10月13日] 特定地方公共団体との打ち合わせ
- 文書33 [令和2年12月4日] 特定地方公共団体との打ち合わせ
- 文書34 [令和2年12月14日] 特定法人Aとの打ち合わせ
- 文書35 [令和2年12月14日] 特定法人Aとの打ち合わせ資料
- 文書36 [令和2年12月25日] 特定地方公共団体との打ち合わせ
- 文書37 [令和2年12月25日] 特定地方公共団体との打ち合わせ資料
- 文書38 [令和3年1月22日] 特定法人Aとの打ち合わせ
- 文書39 [令和3年2月18日] 特定地方公共団体との連絡
- 文書40 [令和3年2月24日] 特定法人Aとの打ち合わせ
- 文書41 [令和3年3月9日] 特定地方公共団体との打ち合わせ
- 文書42 [令和3年3月10日] 特定法人A、特定地方公共団体との打ち合わせ
- 文書43 [令和3年3月10日] 内閣府特定役職M、特定地方公共団体特定役職Nから特定法人Aあての文書
- 文書44 [令和3年3月11日] 特定法人Aから内閣府特定役職M、特定

地方公共団体特定役職Nあての文書

文書45 [令和3年6月3日] 特定地方公共団体との打ち合わせ

文書46 [令和3年10月12日] 特定地方公共団体との特定法人A求償に係る打ち合わせ

文書47 [令和4年5月13日] 特定地方公共団体との特定法人A求償に係る打ち合わせ

文書48 [令和4年10月26日] 特定地方公共団体との特定法人A求償に係る打ち合わせ

別表

番号	文書	不開示とした場所	不開示理由
1	文書 4、文書 6、文書 8、文書 11、文書 12、文書 16、文書 24、文書 31、文書 34、文書 35、文書 38、文書 40 及び文書 42 ないし文書 44	特定法人 A の担当者 の所属、役職及び氏 名	非公表の個人に関する 情報であって、特定の個 人を識別することができる ものであり、法 5 条 1 号に該当するため。
	文書 24	特定法人 B の担当者 の氏名及び私印	
2	文書 12、文書 16、文書 24 及び文書 44	特定法人 A 及び特定 法人 B の印影	公にすることにより、 当該法人の権利、競争上 の地位その他正当な利益 を害するおそれがあるも のであり、法 5 条 2 号イ に該当するため。
3	文書 1、文書 3、文書 4、文 書 6 ないし 23、文書 25 及 び文書 27 ない し文書 48	各省庁、特定法人 A 及び特定地方公共団 体との打合せ内容及 び資料の一部	関係機関間における災 害救助費に係る特定法人 A への求償の取扱いに係 る今後の方針を決めるた めのものであり、仮にそ の検討途上の内容を公に した場合、国民の誤解や 憶測を招き、不当に国民 の間に混乱を生じさせる おそれがあり、また、審 議、検討又は協議に関す る情報であって、公にす ることにより、率直な意 見の交換若しくは意思決 定の中立性が不当に損な われるおそれがあること

			から、法5条5号に該当するため。
4	文書2、文書3、文書5、文書7、文書16、文書17、文書25、文書27及び文書28	担当職員の直通電話番号、内線電話番号及びFAX番号並びに職員のメールアドレス	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるなどし、部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号柱書きに該当するため。